賞與半減の川崎造船工険悪

電機工作部が先頭で三箇條要求案を決定

全部波及の恐怖

川崎造船所では二十八日職工一般に渡したボーナスが去年の半分し[illegible]かない、而も今年は二十五年[illegible]に當る[illegible]の事を知る職工等は[illegible]豫期しに反して不平を起し電機工作部を

先頭に 午後四時終業後西出町いろは[illegible]に集合協議の上
△企業立憲の原則を採用して漸次之を實行する事△團[illegible]の交渉權を確認する事△退職者手當日給二[illegible]以下の男女工に增給の件
決定し實行委員交渉委員の外會計[illegible]に一名の會計、會計補や監事委員[illegible]長を選定し運動費は各自日給

一日分 [illegible]とし

て[illegible]備に着手した、[illegible]は[illegible]三日中に[illegible]八百七十餘名[illegible]職工の急進論者も多いが二十九日は[illegible]通り就業し又要求書を提出後も穏健に[illegible]

最後の 手段に訴へ[illegible]

[illegible]た、[illegible]一[illegible]所全部の職工[illegible]はピタリと[illegible]に當るので[illegible]と共に大々的警戒を開始した（神戸特電）

川崎造船の職工要求提出に決す

團體交渉權等四箇條

各自基金に日給を醵出

川崎造船所では廿八日午前八時[illegible]然電氣工作部職工八百七十餘名は仕事を[illegible]協議に日を移し午後四時[illegible]部[illegible]三十餘名は川崎

[illegible]同八時まで[illegible]

凝議し [illegible]た結果遂に[illegible]要求を提出し[illegible]

まで理想の實現に努むる事に決定し直に

一、產業自治の原則を採用し漸次實施する事

一、團體交渉權を確認する事及び退職手當並に日給二圓以下の男女工に對し適當に增給をする事

[illegible]四ヶ條を作成し[illegible]として各自日給一日分を醵出する事、交渉委員として第一回三名、第二回[illegible]名、第三回七名を

選出す る事、會計は各組に一人[illegible]總會計一人他に補佐二名を選出の事、整理委員は各組十名に對し一名の割合にて選出の事、聯絡委員[illegible]名選出する事

[illegible]を決めた、決議案は廿九日[illegible]に於て全員に報告し直に造船[illegible]各部に

聯絡を 執り[illegible]

[illegible]提出[illegible]は[illegible]であるが最近の[illegible]與が廿五年記念賞與[illegible]り極めて少額であつた[illegible]に[illegible]へなかつた[illegible]重役か一部[illegible]た[illegible]めたものである（廿八日、神戸發）

川崎造船電工九百

職[illegible]怠業

[illegible]

神戸川崎電氣工場

要求條件提出

川崎電氣工場の職工八百七十名は廿八日午後四時[illegible]西出町いろは[illegible]

第一、企業立憲の原則を採用し[illegible]

第二、團體交渉權を確認する事

第三、解雇手當は他社の標準に[illegible]て給與する事

[illegible]

又もや川崎造船所の職工が怠業を始めた

電氣工作部の八百七十餘名持場を離れて何事かを相談す

神戸[illegible]勞働爭議は廿五日三菱内[illegible]に火の手を擧げたが同時に川崎造船所でも過般來工場内に[illegible]な宣傳ビラを撒き川崎電氣工作部では[illegible]小蒸汽船で緊留船の作業に行く途中風浪に浚はれて行方不明になつた職工の遺族[illegible]に對する會社の處置に不平を抱き[illegible]任を問ふべしと主張するものがあつて結局[illegible]の賞與支給を作つ[illegible]或る種の行動を開始するこの風[illegible]が[illegible]に行はれ警察部も會社側も[illegible]内[illegible]注意を怠らなかつた、二十八日[illegible]賞與金支給の[illegible]午前八[illegible]電氣工作部職工八百七十餘名は仕事に手を付けず勞働歌を高唱して[illegible]から[illegible]く作業につく様子を見せ[illegible]

[illegible]なり再び持場を離れた全職工は三々伍々集團を作つて何事かを協議し夜付職工の大半は工場外に姿を隱して何事かを畫策してゐるらしく形勢頗る不穩である、併しまた何等の要求も提出しないので會社は不安裡に傍觀して居る

川崎造船所

動搖す

[illegible]廿八日朝から怠業状態

[illegible]

三菱内燃材職工結束

予[illegible]名打つて友愛會へ入會

神戸和田岬三菱造船所内の三菱内燃機製造株式會社神戸工場職工約千名は二十四日夜榮町某所に委員會を開き七十餘名會合協議の結果全員擧つて日本勞働總同盟友愛會に加入することに決し翌二十五日午後二時職工連は各組長の手を經て問瀬工作課長に對し嘆願書を提出した會社では極力軟化運動を試みつゝあるが職工側の態度頗る強硬である

[illegible]行委員[illegible]内容左の如し（神戸電話）

一、團體交渉權の確認

一、勞働時間八時間制の施行（現在は九時間制）

一、賃銀五十錢の値上（現在は平均一圓九十錢にして川崎造船所の平均二圓四十二錢に準じたもの）

一、勞働手當百二十日分

三菱内燃機工が嘆願書

時間制採用と共に工賃率の値上げ

神戸市和田崎町三菱内燃機製造株式會社千餘名の職工中八百名の內燃機工は團體組合を結束し二十六日午前十時から多聞通の日本劇場で神戸發動機工組合と云ふ名義の下に發會式を擧げる事になつて居るが之に先立ち二十五日午後組合長を通じて共係り長に嘆願書を提出したが書類に不備の點があつたので廿七日再び提出するとして一旦取下げた、其嘆願書の內容は

一、今後時間制を實施し解雇手當工場內の衛生整理改善等に關しては會社側と組合側から同數を選出して代表者の會議に依り決定する事

二、在來職工の平均賃率一圓九十錢を平均五十錢の割で增給する事

三、九時間勞働制を八時間制とする事

四、工場の衛生設備を改善する事

五、團體交渉權を確認する事

を擧げた神戸三菱社內內燃機職工は委員六名を以て二十七日午前八時再び嘆願書を提出する事となつたが職工の伍長の森外數名は前夜協議會を開き

伍長は此際間瀬工作課長の「二三箇月待てば如何にかする」と云ふ言明に對し交涉を中止する事若し決議に反し一般職工が運動を繼續する時は伍長全部は今後一切の關係を絕つ事

といふ決議を發表して頻に軟論を主張した、硬派連は之に對し[illegible]を期してゐるが二十七日正午迄には遂に嘆願書の提出を見ずに終つた（神戸特電）

三菱内燃工硬軟分離

伍長級の決議

二十六日神戸發動機工組合發會式

伍長等は軟論

三菱内燃爭議

二十六日神戸發動機工組合の發會式を擧行した神戸三菱內燃機職工は五名の委員を擧げて二十七日午前八時再度歎願書を提出することに決したが、一方職工伍長級の森、森岡其他數名は二十六日午後六時より[illegible]正門前の森伍長宅に會合し協議の結果

伍長は此の際間瀬工作課長の二、三箇月待てばどうかすると云ふ言明を信頼し交涉を中止する事若し其の決議に反對し一般職工が運動を繼續する時は伍長全部は今後一切關係を斷つ事

と云ふ決議を發表して軟論を主張するに至つたが硬派連中は頗る強硬な態度を持續しつゝある、併し二十七日正午までは歎願書提出の運びには至らなかつた

人間性の恢復運動

先づ其第一階梯として

團體權の獲得を期すと決議した三菱の發動機職工組合

二十六日は午前九時から日本劇場で三菱内燃機株式會社職工其他一部の同士に依つて組織された發動機職工組合の發會式が行はれた

出席者 約四百名、司會者堀川誠吉氏開會を宣し座長に[illegible]安二氏を推して役員選擧に[illegible]の諸氏を選擧し續いて左の宣言綱領決議文を破れる如き拍手裡に決議し更に柴田、石橋[illegible]友愛會員の應援演說あり

閉會後 臨時幹部會を別室に開いたが何等意見の纏まる所を見ず、明二十七日代表實行委員を選出して再び要求條件を會社に提出せる事に大體意見を纏めて散會した

組長中川又一、副組長橋本佐市、會計高橋[illegible]吉、同補[illegible]井[illegible]平、理事長宮[illegible]安二、幹事[illegible]川誠吉、井戸伊三郎、山崎[illegible]男、丸山[illegible]朝、竹村[illegible]三郎、幹事長内野[illegible]平、森岡又一、石[illegible]、川[illegible]安[illegible]、松本[illegible]太郎、[illegible]田長一、高橋[illegible]、[illegible]川[illegible]衛門、[illegible]吉、松尾作[illegible]、[illegible]山隆雄、[illegible]南[illegible]、[illegible]一

宣言

資本主義經濟組織が吾人に齎した結果は人間の機械化である、人間性恢復を期する爲めにはあらゆる手段を以て其の制度を改造せなければならぬ、然れども吾人は素より過激に流れ奇矯なるものではない、只團結の力に依り合理的方法に依り正義と人道を背景とする自由なる新社會の建設に努めねばならぬ、無産の民が唯一の力…それは團結である茲に發動機工は相會して勞働組合を作り日本勞働總同盟に加はり全勞働階級の多數無產者の鼎を[illegible]ならぬ

綱領

我等は共同の力により着々合理的方法をとりて我等の地位を改善して互に親睦し一致協力共扶助の目的を貫徹せん事を期す

決議

破壊されたる人間性恢復運動の第一階梯として團體權の獲得を期す

壇上に乳呑兒を抱いて

勞働者の自由を叫んだ

=印刷工組合の川[illegible]カズヱ女=

午後引續き勞働者大會

[illegible]に引續き正午から同日本劇場で神戸勞働組合聯合會主催の第四回勞働者大會が開催された

聽衆は 開會前既に滿場立錐の餘地もなく詰めかけ、司會者柴田[illegible]三郎氏の開會の辭に次いで野倉[illegible]治氏を座長に推薦し、同會者の經過報告、會計報告があつて印刷工組合の三谷[illegible]氏左の宣言に決議文が朗讀、滿場異議なく拍手喝采裡に可決した

宣言

我等は戰ひ、我等は勝つた、而も我等は今回の勝利を以て滿足する者では無い、我等はこれより後、總ての友朋至勞働團體と協力結束して、資本主義產業制度の倒壞を期しなければならぬ、我等と共に起つ者は勝つ、我等をして團結せしめよ、我等をして獲得要求せしめよ、我等は正義と自由との爲に終始健鬪する者である

大正十年六月二十六日 第四回神戸勞働大會

決議

一、我等は總ての勞働團體と共に先づ團體交渉權を獲得し且つ之を有効に行使せんことを期す

一、我等は全國の勞働者を勞働組合に加入せしむることを期す

これより議事に移り印刷工組合、日本海員組合、友愛會神戸聯合會[illegible]の各組合代表交々立つて

熱辯を 揮ひ『藤永田』の[illegible]

[illegible]利を得られない[illegible]こゝを致えた[illegible]な[illegible]ご隨分過激な文句を列べて滿場を唸らせ、印刷工組合長久留[illegible]三氏は、『勞働權を濫用する警官、資本家に使嗾される無賴漢の徒こそ眞面目な

吾人の 勞働爭議を惡化せしめるものである』と叫んで聽衆を狂喜せしめ、大朝の岡成志氏また穩健に『勞働者各自の心を固く結べ』と雄辯に獲ゆる處があつた、印刷工組合の川西カズヱ女は、乳呑兒を抱えた身で壇上に立ち『頑迷無智なる資本家は

勞働者 の自由を束縛するものである、吾々勞働者は團結して此の不合理不自然を改造しなければならぬ』と主張し万雷の中に一紅を點じたが是より先き司會者は藤永田の罷工職工の外、相濃造船所の同盟にも同情演説すべき筈で[illegible]こする旨の案を提出し

滿場の 賛同を得て寄金の募集を始め立ごころに百五十三圓を集め、大阪聯合會の松井、相濃造船の[illegible]島南氏は[illegible]の[illegible]で演說し論鋒鋭る・[illegible]